

(基準の特例)

第23条の2 この節の規定は、この節に掲げる器具について、消防長が、当該器具の取扱い及び周囲の状況から判断して、この節の規定による基準によらなくとも、火災予防上支障がないと認めたとき、又は予想しない特殊の器具を用いることにより、この節の規定による基準による場合と同等以上の効力があると認めたときにおいては、適用しない。(か)(さ)

【解説】

本条は、第18条の2と同様に、本節の基準によらなくとも、消防長が火災予防上安全であると認めた火を使用する器具及びその使用に際し火災の発生のおそれのある器具については、特例措置を認めることができるということを定めた規定である。

これは、これらの器具等の技術開発が目覚しく、特殊な構造又は使用方法等によるものや、条例の規制によらなくとも防火安全性が高いものが出てくることも予想されるため、弾力的な運用ができるようにしているものである。

なお、特例の範囲等については、建築物又は可燃性の物品からの離隔距離に関するもの、器具等の材質に関するもの、設置場所に関するものなどある。